

熊本市「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」2024

令和6年（2024年）7月公表（4月から適用）

都市建設局（住宅部）住宅政策課（建築支援班）

◇ 定義や位置付け等 ◇

熊本市「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（「アクションプログラム」という）は、国費の関係要綱や関係法令・計画等と次のような関係性を有する。

【国費：関係要綱】社会資本整備総合交付金 [交付要綱「附属第2編」](#) [交付対象事業の要件](#)

・イー16 住環境整備事業

イー16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業 →ロ：防安交付金事業で準用

1. 定義 第2項・第四号「耐震改修促進計画等」における

ハ号の「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に該当する。

【耐震改修促進法】第6条第1項による市町村耐震改修促進計画 …第2項関連

・熊本市建築物耐震改修促進計画（「耐震改修促進計画」という）

→第4章「今後の施策と取り組み」

→1.（1）耐震化を促進するための施策：柱書

…「なお、「アクションプログラム」に具体的に定め取り組んでいきます。」旨を位置付け

→1.（2）安全性の向上に向けた意識啓発及び知識の普及：柱書

…「また、別に「アクションプログラム」を定め、…取り組みを行っていきます。」旨を位置付け

◇ 目的等 ◇

事業主体である熊本市は、次の各号を掲載したアクションプログラムを策定のうへ耐震改修促進計画に位置付け、住宅（マンションは除く。）の耐震化を緊急的に促進する。

※アクションプログラムの策定は【設計改修一括】等の総合的な事業の適合要件として求められています

第一号 耐震化を促進するための取組

【イ】個別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

・市内全ての住宅所有者へのダイレクトメール（固定資産税の納税通知書を活用）により、耐震化を促すための制度（*耐震診断士派遣事業・耐震改修事業等）の周知を行う。

*市長が登録した建築士等 …熊本市「戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」実施要綱 第2条

【ロ】耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

・耐震診断士から耐震診断の結果を報告する際に、改修等に関する説明も行うように誘導する。
・上部構造評点が一定未達の住宅の所有者等を対象として、必要に応じてダイレクトメール等により耐震化に関する情報提供や耐震改修等を促す。また、希望者に対しては対面相談を行う。

【ハ】改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・ 県が主催する実務者向け講習会に市の出捐団体を通じて連携協力する。 →技術力向上
- ・ 県が学術機関（例：名古屋工業大学）と連携して開催する技術講習会に市の出捐団体を通じて連携協力する。 →技術力向上
- ・ 耐震診断士や施工業者向けのマニュアル等を市ホームページに掲載する。 →技術力向上
- ・ 耐震診断士や本市の補助事業を活用した耐震改修工事等の実績を有する施工業者の一覧表を市ホームページに掲載する。 →改修事業者等への接触

【ニ】耐震化の必要性に係る普及・啓発

- ・ 県や関係機関（市の出捐団体）と連携した県民等向け講演会を開催する。
- ・ 市広報物（市政だより）や市ウェブサイトを活用して、耐震改修の必要性等を周知する。併せて、補助事業の募集案内や申込に際しての手引き等を掲載する。
- ・ 市主催の防災イベント等に際して、耐震化に関するチラシの配布等を行う。

第二号 住宅耐震化に係る支援目標

■令和6年度（2024年度）の計画等

対象	【市→民】間接補助メニュー等		件数等
戸建木造住宅	<u>耐震診断士派遣事業</u> （一般診断）		140戸
	<u>耐震改修事業</u>	設計改修工事一括	55戸
		補強計画設計	10戸
		耐震改修工事	5戸
		設計改修工事一括（段階的耐震改修）	5戸
		建替え設計工事一括	4戸
		耐震シェルター工事	1戸

（補足：各事業の概要等）

◇戸建木造住宅 耐震診断士派遣事業

- ・ 事業対象となる戸建木造住宅について耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する制度
- ・ 申込者の個人負担が少額で済むように制度設計 →5,500円 …令和6年度（2024年度）

◇戸建木造住宅 耐震改修事業

- ・ 前述の耐震診断の結果「上部構造評点が所定未満」といった判断がされた補助対象住宅について躯体等の耐震改修や耐震シェルターの設置等を実施する際に、必要となる設計費や工事費等を対象として間接補助する制度

第三号 取組実績に関する自己評価

(1) 財政的支援の実績：2023 年度

対象	【市→民】間接補助メニュー等	件数等	
戸建木造住宅	<u>耐震診断士派遣事業</u> （一般診断）	115 戸	
	<u>耐震改修事業</u>	設計改修工事一括	49 戸
		補強計画設計	7 戸
		耐震改修工事	1 戸
		設計改修工事一括（段階的耐震改修）	1 戸
		建替え設計工事一括	7 戸
		耐震シェルター工事	0 戸

※年度内に完了した件数
前年度からの繰越分を含む

(2) 耐震化を促進する取り組みの実績：2023 年度

- ・市内全ての住宅所有者へのダイレクトメール（固定資産税の納税通知書を活用）により、耐震化を促すための制度（*耐震診断士派遣事業・耐震改修事業等）の周知を行った。
- ・耐震診断士から耐震診断の結果を報告する際に、改修等に関する説明も行うように誘導した。
- ・上部構造評点が一定未満の住宅の所有者等を対象として、必要に応じてダイレクトメール等により耐震化に関する情報提供や耐震改修等を促した。
また、希望者に対しては対面相談等を実施した。
- ・耐震診断士等を対象とした説明会（2023.0529@国際交流会館）を開催した。
- ・次年度（2024 年度）の事業に関する市民向け説明会（2024.0316@国際交流会館）を開催した。
- ・県や関係機関（市の出捐団体）と連携した県民等向け講演会を開催した。
- ・市広報物（市政だより）や市ウェブサイトを活用して、耐震改修の必要性等を周知した。
併せて、補助事業の募集案内や申込に際しての手引き等を掲載した。
- ・市主催の防災イベント等に際して、耐震化に関するチラシの配布等を行った。

(3) 達成状況、検証等

- ・平成 28 年（2016 年）熊本地震を経験したことから、市民等の耐震化に対する意識が高まり、地震前に比べると耐震化に対する問い合わせや補助制度の利用は多い状態が続いている。しかし、発災から 7 年が経過し、徐々に補助制度の利用件数は減ってきており、地震に対する恐怖が徐々に薄れていることが一因だと考えられる。
- ・今後は、熊本地震により高まった耐震化への意識を継続させるため、今まで以上に分かりやすい情報提供や継続的な普及啓発活動を行う必要がある。

(参考：関係法令や要綱等の抜粋)

■建築物の耐震改修の促進に関する法律 …通称【耐震改修促進法】

第6条（市町村耐震改修促進計画）

市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

■社会資本整備総合交付金交付要綱 2024.0329 国 HP 掲載

【附属編第Ⅱ編】 交付対象事業の要件 P.366

2. 耐震改修促進計画等

- 1 事業主体である地方公共団体は、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた耐震改修促進計画を定めるものとする。
 - 一 基本方針
 - 二 耐震化の現状及び目標
 - 三 住宅・建築物耐震化の実施計画
 - 四 その他耐震化を促進するための施策の概要
- 2 事業主体である地方公共団体は、住宅（マンションは除く。）の耐震化を緊急的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を耐震改修促進計画に位置付けることができるものとする。
 - 一 次のイからニに掲げるすべての取組を含む耐震化を促進するための取組
 - イ 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - ロ 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
 - ハ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
 - ニ 耐震化の必要性に係る普及・啓発
 - 二 住宅耐震化に係る支援目標
 - 三 取組実績に関する自己評価
- 3 地方公共団体は、アクションプログラムに基づく取組みの進捗状況を把握、検証、公表し対策を進めなければならない。
- 4 平成29年度末までに着手した事業にあつては、前2項に関する規定は、なお従前の例によることができるものとする。